

三、第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)

その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 「商品又は役務の普通名称」について

取引者において、その商品又は役務の一般的な名称(略称及び俗称等を含む。)であると認識されるに至っている場合には、「商品又は役務の普通名称」に該当すると判断する。

(例1) 一般的な名称

商品「サニーレタス」について、商標「サニーレタス」

商品「さんぴん茶」について、商標「さんぴん茶」

商品「電子計算機」について、商標「コンピュータ」

役務「美容」について、商標「美容」

(例2) 略称

商品「スマートフォン」について、商標「スマホ」

商品「アルミニウム」について、商標「アルミ」

商品「パーソナルコンピュータ」について、商標「パソコン」

役務「損害保険の引受け」について、商標「損保」

役務「航空機による輸送」について、商標「空輸」

(例3) 俗称

商品「塩」について、商標「波の花」

2. 「普通に用いられる方法で表示する」について

(1) 商品又は役務の取引の実情を考慮し、その標章の表示の書体や全体の構成等が、取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、「普通に用いられる方法で表示する」には該当しないと判断する。

(例1) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当する場合

取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示するもの

(例2) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当しない場合

取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリングを施して表示するもの又は特殊な構成で表示するもの

(2) 文字の表示方法について

(ア) 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当すると判断する。

(イ) 取引者において一般的に使用されていない漢字(当て字)で表示するものは「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する。

3. 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について

品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二(第4条第1項第14号)

の3. 参照。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

41.103.01 外国の地名等に関する商標について

47.101.04 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

○審判決要約集（第3条第1項第1号）